

申告を市の会場で行う場合は事前予約が必要です。オンラインまたは電話で予約してから来場してください。予約方法については市HPまたは広報かに12月号をご覧ください。

申告が必要な人は、確定申告書を作成した結果、所得税を納付する必要がある人、所得税の還付や市・県民税の控除を受けたい人などです。なお、年金収入400万円以下かつその他の所得が20万円以下の場合で、市・県民税の減額のために追加する控除がない場合は、確定申告は不要です。

期間

2月7日(月)～3月15日(火)の平日
9:00～12:00、13:00～16:00

場所

総合会館5階 大ホール



▲市HP

税理士による無料税務相談

2月7日(月)～28日(火)の平日 9:30～12:00、13:00～16:00

確定申告に必要なもの

- ① 予約確定通知(市の会場で申告する際は、事前予約のメール通知画面または通知ハガキを受付時に提示)
- ② マイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類と身分証明書(運転免許証など)
- ③ 本人名義の預金通帳(所得税が還付になる人)
- ④ 「確定申告のお知らせ」はがき、または通知書(税務署から送られた人のみ)
- ⑤ 収入の分かる書類(以下に主なものを例示)
 - ・ 源泉徴収票や支払調書など、収入の詳細が分かるもの
 - ・ 事業所得(営業・農業・不動産)がある場合は、作成済みの収支内訳書
 - ・ 生命保険などの雑所得や一時所得の場合は、支払額および必要経費(掛け金など)が分かるもの
- ⑥ 控除を受けるために必要な書類(以下に主なものを例示)

控除の種類	必要な書類(原本)
社会保険料控除 (国民健康保険税、介護保険料など)	控除証明書、支払証明書(支払った金額の分かるもの)
生命保険料控除、地震保険料控除	保険料の控除証明書
障害者控除	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など 要介護認定者は、介護保険課発行の障害者控除対象者認定書(市の申告会場では不要)
医療費控除	作成済みの医療費控除の明細書
住宅借入金等特別控除(2年目以降)	借入金の年末残高証明書、給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書
寄附金控除	領収書・受領書

医療費控除を受ける人へ

医療費控除の申告には「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

医療費控除の明細書について

- 医療を受けた人ごと、医療機関ごとに金額をまとめて記入する
- 領収書の提示・提出は不要です ※自身で5年間の保存が必要。
- 様式は市役所、各地区センター、市HPなどで取得できます

書類は事前に準備・作成を

市会場で職員による収支内訳書や医療費控除の明細書の作成は行いません。必ず事前にご自身で計算・記入をしてから来場してください。

市会場で受付ができない申告

次のいずれかに該当する人は、多治見税務署や国税庁HPなどから申告してください。

- 収支内訳書の作成方法が分からない
- 青色申告・損失・先物取引・譲渡所得(株式や土地建物の売買)の申告
- 住宅借入金等特別控除を受けるための初回申告
- 国外で生じた所得の申告
- 過年分(令和2年分以前)の申告
- 消費税、贈与税の申告



多治見税務署で申告 ※入場整理券をオンラインで事前発行。

期間 2月16日(水)～3月15日(火)の平日

※詳細は多治見税務署にお問い合わせください。

※駐車場に限りがあるため、公共交通機関をご利用ください。

問 多治見税務署 ☎0572@0101

ご自身で作成・提出ができます 申告会場への来場不要

申告方法 ※1月上旬から作成可。

- ① 国税庁HPにアクセスして申告書を作成
- ② 作成した申告書をe-Taxでインターネット送信または、印刷して郵送・持参



▲国税庁HP